

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	道路・河川管理課
業 務 名	大津市立体交差道等監視映像配信システム使用許諾契約
業 務 場 所	大津市雄琴二丁目他 全15箇所
概 要	市内の立体交差道及び河川の冠水や氾濫状況をリアルタイムに確認できる監視映像配信システムの使用権の許諾。
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	3,459,390円
契約の相手方	〔所在地〕 大阪市西区京町堀一丁目8-5 明星ビル10階 〔名 称〕 ㈱気象工学研究所
契約相手方の選 定 理 由	<p>本契約は、受託者が提供する監視映像配信システムを用いて、市内15箇所の監視カメラの画像データを、インターネット上に表示し、リアルタイムに現場状況を確認するため、本市が当該システムの使用権の許諾を受けるものである。</p> <p>株式会社気象工学研究所は、カメラの設置工事からシステムの構築、配信データの使用許諾並びに管理運営に至るまで、一括して受託できる業者である。現在市内15箇所において同社のシステムを運用しており、今後も現在と同じシステムで運用するため、本契約の相手方は当相手方となる。</p> <p>また、リアルタイムの情報取得を目的とする本契約においては、画像やシステム等の不良が生じた際に、複数業者が混在する契約では、その責任の所在が曖昧になる恐れがあるほか、適正な道路・河川の維持管理業務に支障を来たしかねず、本市が求める成果をもたらせるのはシステム障害に対する24時間のサポート体制を有する株式会社気象工学研究所がふさわしく、現在のシステムを一括して維持管理できる同者を選定するもの。</p> <p>なお、当該業者は大津市との使用許諾契約のみならず、他官公庁においても同様の契約実績があり、着実かつ誠実に業務を遂行しているところである。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、一社特命随意契約を締結するもの。</p>

<p>根 拠 規 程</p>	<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項</p> <p>② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>
----------------	--

- (注意)
- 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
  - 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。